

2022年4月4日

東京都千代田区丸の内三丁目2番3号
三菱マテリアル株式会社
執行役社長 小野 直樹



東京都千代田区内幸町二丁目1番1号
UBE 三菱セメント株式会社
代表取締役社長 小山 誠



吸収分割に関する事後開示書面

三菱マテリアル株式会社（以下「分割会社」といいます。）は、2021年5月14日付でUBE 三菱セメント株式会社（2022年1月1日付で「C 統合準備株式会社」から商号変更。以下「承継会社」といいます。）との間で締結した吸収分割契約（以下「本吸収分割契約書」といいます。）に基づき、分割会社のセメント事業及びその関連事業等を承継会社に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を行いましたので、会社法第791条第1項第1号及び会社法第801条第3項第2号並びに会社法施行規則第189条の規定に基づき、本書面を備え置きます。

1. 本吸収分割が効力を生じた日

2022年4月1日

2. 分割会社における会社法の規定による手続きの経過

1) 会社法第784条の2（本吸収分割をやめることの請求）

該当事項はありません。

2) 会社法第785条（株式買取請求）

分割会社は、個別通知に代えて2021年12月17日付で電子公告により株主に対して公告を行いましたが、所定の期間内に反対株主からの株式買取請求はありませんでした。

3) 会社法第787条（新株予約権買取請求）

該当事項はありません。

4) 会社法第789条（債権者の異議）

分割会社は、2021年12月17日付で官報及び電子公告により債権者に対して公告を行いましたが、所定の期間内に債権者からの異議申述はありませんでした。

3. 承継会社における会社法の規定による手続きの経過

1) 会社法第 796 条の 2 (本吸収分割をやめることの請求)

該当事項はありません。

2) 会社法第 797 条 (株式買取請求)

承継会社は、個別通知に代えて 2021 年 12 月 17 日付で電子公告により株主に
対して公告を行いました。が、所定の期間内に反対株主からの株式買取請求はあり
ませんでした。

3) 会社法第 799 条 (債権者の異議)

承継会社は、2021 年 12 月 17 日付で官報及び電子公告により債権者に対して
公告を行いました。が、所定の期間内に債権者からの異議申述はありませんでした。

4. 本吸収分割により承継会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項

本吸収分割契約書に記載のとおり承継しました。

これにより、承継会社が分割会社から承継した資産の額は 378,151 百万円、負債
の額は 156,839 百万円 (概算) です。

5. 本吸収分割に係る変更の登記をした日

2022 年 4 月 1 日

6. その他本吸収分割に関する重要な事項

分割会社は、本吸収分割に際し、商法等の一部を改正する法律 (平成 12 年法律
第 90 号) 附則第 5 条及び会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律 (平成 12
年法律第 103 号。以下「労働契約承継法」といいます。) 第 7 条に基づき労働者及
び労働組合と協議を行い、労働契約承継法第 2 条に基づき労働者及び労働組合に対
して本吸収分割に関する通知を行いました。が、所定の期間内に異議を述べた労働者
はおりませんでした。

また、分割会社及び承継会社は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法
律第 15 条の 2 第 3 項の規定に基づき、2021 年 6 月 30 日、本吸収分割に関する計
画届出書を公正取引委員会に提出し、2021 年 7 月 28 日付で、公正取引委員会か
ら、同計画について排除措置命令を行わない旨並びに同法第 15 条の 2 第 4 項及び
第 10 項第 8 項に定める 30 日の期間を 28 日に短縮する旨の通知を受けました。

以 上